最終更新日：2018年10月1日
イオンフィナンシャルサービス株式会社
代表取締役社長 河原　健次
問合せ先：03-5281-2007
証券コード：8570
http:www.aeonfinancial.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

（コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方）
当社は、イオングループの一員として、「お客さまを原点に平和を追求し、人間を尊重し、地域社会に貢献する。」というイオンの基本理念や「すべてはお客さまのために行動する」というイオン行動規範を共有し、次の経営理念及び経営の基本方針を定めており、この基本理念などのもとに、持続的成長と中長期的な企業価値の向上を図り、ステークホルダーの皆さまからの信認が得られるように、実効的かつ最良のコーポレートガバナンスを実現してまいります。
［経営理念］
「金融サービスを通じ、お客さまの未来と信用を活かす生活応援企業」
［経営の基本方針］
「お客さま第一」、「生活に密着した金融サービスの提供」、「社会の信頼と期待に応える」、「活力あふれる社内風土の確立」

上記の経営の基本方針に基づき、当社は金融持株会社として経営戦略・中期経営計画を定め、その達成のため当社グループ各社の経営管理を適切に行うこととしております。とりわけ、成長戦略において重要な位置を占める海外子会社においては、経営環境や行政法規制などの各国の特殊性も踏まえた実効性のあるガバナンス体制を構築してまいります。
また、上記のイオン行動規範が、海外子会社を含めグループ各社の事業活動の第一線まで広く浸透し確実に遵守されるよう努め、
社会的責任を果たしてまいります。

当社は、株主の皆さまの権利を尊重し経営の公正性・透明性を確保するとともに、経営の活力を増大させることがコーポレートガバナンスの要諦であると考え、次の基本方針に基づき、実効的かつ最良のコーポレートガバナンスを実現するよう取り組むとともに、常にこれの見直しを図ってまいります。

（コーポレートガバナンスに関する基本方針）
(1) 当社は、グループ全体において、イオンの基本理念・行動規範に基づいた「経営理念」に従って適切な事業活動を推進するために、コーポレートガバナンスの強化・充実を経営上の最優先課題の一つとして取り組んでまいります。
(2) 当社は、金融持株会社として、各種の金融規制（銀行法その他関係行政法令、海外子会社の各国の行政法令等）に適応した子会社管理体制の確立を図り、内部統制推進委員会を中心とした内部統制システムの機動的な運用・改善により、海外子会社を含めたグループ全体のコーポレートガバナンス態勢を強化してまいります。
(3) 当社は、取締役会において、経営戦略の立案・推進の監督機能を果たすとともに、適切なリスクテイクを可能ならしめる体制を構築するなどして、適切な業務執行を行うことにより、ガバナンスの有効性確保に努めます。また、取締役会の機能の強化を図るため複数の独立社外取締役を選任します。さらに、会社法上の機関設計として「監査役会設置会社」を選択し、独任機関である監査役の監査機能の有効活用を図ってまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

当社は、2018年6月1日公表の改訂コーポレートガバナンス・コードの各原則の全てを実施しています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1－4　いわゆる政策保有株式】
(1) 政策保有に関する方針
当社は、政策保有株式について、小売業発の金融機関として取引関係の維持、個別の取引状況や資本コスト等を含めた経済合理性を総合的に勘案し、保有意義があると認める場合を除き、保有しないことを基本方針とします。
(2) 政策保有株式に係る議決権行使基準
当社は、政策保有株式の議決権行使について、政策保有先の中長期的な企業価値向上や株主還元向上の観点及び当該企業の経営状況を勘案し、総合的に議案ごとに賛否を判断します。

【原則1－7　関連当事者間の取引】
当社では、当社が役員や主要株主との取引を行う場合において、かかる取引が会社及び株主共同の利益を害することのないよう、以下の態勢を整備しております。
・当社は親会社であるイオン株式会社及びイオングループ各社との取引については「ＡＦＳ内グループ取引管理細則」を定め運用しており、関連当事者間の取引におけるアームズ・レングス・ルールの遵守を徹底しております。また、親会社等との取引のうち重要なものは取締役会による承認を要することとしております。
・当社と取締役との間の競業取引及び利益相反取引については、会社法に基づき原則として取締役会による承認を要することを明示しております。また、当該取引に関係する取締役を特別利害関係人相当として決議から除外するなど厳格な手続きによっております。
・なお、取締役、監査役及び主要株主等との取引については、定期的にその有無を確認しています。
【原則3－1　情報開示の充実】
(ア) 当社は経営理念・基本方針及び中期経営戦略をホームページ等にて開示しております。
・経営理念・基本方針 http://www.aeonfinancial.co.jp/corp/philosophy/

・中期経営戦略 http://www.aeonfinancial.co.jp/ir/strategy/medium.html
・また、業績の見通しや今後の事業の方向性については決算短信、決算説明会資料等において開示しております。
http://www.aeonfinancial.co.jp/ir/library/

(イ) 当社は、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針については、本報告書「基本的な考え方」に記載しております。
(ウ) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続について、次のとおりです。
・取締役及び監査役の報酬等については、「指名・報酬諮問委員会」が取締役への報酬支払（現金、株式等）やこの額の水準の妥当性について、「取締役報酬規程」を鑑みた上で、議論、意見交換を行っております。また、社内規程に基づき、株主総会の決議による取締役及び監査役それぞれの報酬総額の限度内で、会社の業績や経営内容、経済情勢等を考慮し、取締役の報酬は取締役会の決議により決定し、監査役の報酬は監査役会の協議により決定しております。
・方針の詳細につきましては、本報告書「取締役報酬関係」に記載しております。
(エ) 取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続については、次のとおりです。
・取締役候補者の指名については、「指名・報酬諮問委員会」における、代表取締役および取締役の候補者、能力開発方針、育成計画、取締役の報酬の妥当性などについての議論、意見交換を踏まえ、取締役会で決定しております。
・なお、以下の取締役の基準に満たない客観的、合理的な理由があり、取締役として職務の執行を委ねることができないと判断される場合には、取締役を解任するものとしております。
1.会社の経営理念、経営方針に対する理解があること
2.取締役会の議案審議に必要な広範な知識と経験を具備し、あるいは経営の監督機能発揮に必要な実績と識見を有すること
3.経営感覚及びリーダーシップに優れていること
4.取締役にふさわしい人格及び見識があること
5.心身ともに健康であること
6.新任の取締役については、取締役の推薦があること
7.現任の取締役については、これまでの業績評価を考慮すること
・監査役候補者の指名については、以下の基準に従って代表取締役社長が提案し、監査役会で協議し同意を得た上で取締役会にて決定しております。
1.適切な経験・能力及び必要な財務・会計・法務に関する適切な知見を有していること。なお、監査役のうち、1名は財務・会計に関する十分な知見を有しているものを指名すること
2.会社の経営判断に影響を及ぼすおそれのある利害関係・取引関係がないこと
3.中立的・客観的な視点から監査を行うことにより、会社の経営の健全性と透明性を確保できること
4.コンプライアンス、ガバナンスの実効性を担保できること
(オ) 取締役候補者及び監査役候補者の選任理由については、本報告書で以下のとおり開示いたします。なお、2018年6月20日に開催された第37期定時株主総会において、いずれの候補者についても選任されました。

[取締役候補者の選任理由]

鈴木　正規（再任）
財務省、環境省等において主要な役職を歴任し、その経歴を通じて培われた専門的な知識、経験によって当社の持続的な企業価値向上に貢献し、また、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化のため、引き続き取締役候補者としました。
河原　健次（再任）
銀行事業で蓄積した深い経験と知識を生かし、グループの財務部門の責任者や事業会社の社長を務めるなど、金融機関経営者としての豊富な知識・経験を有しており、今後の持続的な企業価値の向上に向け適任と判断し、引き続き取締役候補者としました。
水野　雅夫（再任）
約20年に及ぶ海外勤務経験において、タイ子会社社長等の重要な役職を歴任し、海外における豊富なマネジメント経験を有しております。また、2013年からは重要子会社であるイオンクレジットサービス株式会社の社長を務めるなど、当社事業に関する豊富な知識・経験を有しており、引き続き、取締役候補者としました。
渡邉　廣之（再任）
事業会社の人事部門の責任者を長年に亘り務め、当社重要子会社である株式会社イオン銀行の立ち上げから重要な役職を歴任し、2015年からは株式会社イオン銀行の社長を務めるなど、当社事業に関する豊富な知識・経験を有しており、引き続き、取締役候補者としました。
若林　秀樹（再任）
当社並びに事業会社の経営管理部門及び財務経理部門の責任者を務めるなど、経営及び財務経理に関する豊富な見識・経験・実績を有しており、当社グループ各社経営管理及び業務効率化の推進に適任であると判断し、引き続き、取締役候補者としました。
万月　雅明（再任）
事業会社において事業・マーケティング部門での豊富な業務経験を有し、マーケティング戦略に関する見識・経験・実績を有していることから、グループの今後の成長戦略の策定・推進に適任であると判断し、引き続き、取締役候補者としました。
山田　義隆（再任）
当社並びに事業会社の経営管理部門、人事総務部門、コンプライアンス部門の責任者を歴任し、人事・総務に関する豊富な経験と実績を有しており、その高い知見は当社の重要な業務執行の決定並びに監督に十分な役割を果たすことが期待できることから、引き続き、取締役候補者としました。
鈴木　一嘉（再任）
銀行においての豊富な業務経験及び事業会社においても経営企画部門の責任者を歴任するなど豊富な知識と経験を有しており、その高い知見は当社の重要な業務執行の決定並びに監督に十分な役割を果たすことが期待できることから、引き続き、取締役候補者としました。
新井　直弘（再任）
銀行業務全般に精通し、グループの複数の事業会社の役員及び事業会社の営業、商品、経営管理、当社の経営企画など重要部門の責任者を歴任しており、当社事業並びに事業会社の豊富な知識と経験を有していることから、当社の今後の企業価値向上に適任と判断し、引き続き、取締役候補者としました。
石塚　和男（再任）
当社及び事業会社においてシステム部門の責任者を歴任し、豊富な経験と実績を有しており、その高い知見は当社の重要な業務執行の決定並びに監督に十分な役割を果たすことが期待できることから、引き続き、取締役候補者としました。
齋藤　達也（新任）
当社及び事業会社において豊富な業務経験を有し、主要子会社であるイオンクレジットサービス株式会社及び株式会社イオン銀行の両社においても重要部門の責任者を歴任するなど、その高い知見は当社の重要な業務執行の決定並びに監督に十分な役割を果たすことが期待できることから、取締役候補者としました。
大鶴　基成（再任）
最高検察庁公判部長等を歴任された弁護士として豊かな経験と識見を有しており、コンプライアンスを中心とした内部統制態勢の強化にご助言をいただくため、引き続き社外取締役候補者としました。
箱田　順哉（再任）

公認会計士として培われた会計の専門家としての実務経験と内部統制に関する豊富な識見を併せ持ち、当社が推進する内部統制態勢の強化についてご助言をいただくため、引き続き社外取締役候補者としました。
中島　好美（再任）
海外での社長経験も有し、グローバル視点とダイバーシティへの造詣が深く、事業経営の経験も豊富であることから、総合金融事業グループとして多くの海外子会社を擁する当グループにおいて、これまで培ってこられた人脈、ノウハウ、知見を活かし、多様な視点から当社の経営にご意見をいただくため、引き続き社外取締役候補者としました。
［監査役候補者の選任理由］
鈴木 順一（新任）
イオングループの海外現地法人での豊富な経験を有しており、経営全般におえる監督と有効な助言をいただき、当社経営の妥当性・適正性を確保するための役割を果たしていただけるものと判断し、社外監査役候補としました。
【補充原則４－１－１　経営陣に対する委任の範囲】
・当社は、「取締役会規則」を制定し、法令等に準拠して取締役会で審議する内容を「取締役会付議事項」として定めています。また、「職務分掌・決裁権限規程」を定め、経営陣が執行できる範囲を明確化しております。
【補充原則４－１－３　最高経営責任者等の後継者の計画】
・当社取締役会は、「指名・報酬諮問委員会」において協議や検討などを実施したＣＥＯの後継者プランニングについて、適切な監督を行うこととしております。

【原則４－８　独立社外取締役の有効な活用】
・当社は、定款において、取締役の上限を１５名以内とし、その構成については2名以上を社外取締役とすることとしております。
本株主総会における、取締役の選任決議により、当社は、社内取締役１１名、社外取締役3名、社外取締役の割合は、２１％です。
また、当社は監査役設置会社として、1名の常勤監査役と2名の社外監査役を選任しております。
・独立社外取締役及び監査役・監査役会には、主にモニタリング機能を期待しております。モニタリング機能を期待される役員は、業務執行と一定の距離を置く7名（社外取締役3名、監査役4名）が担っています。これは、取締役・監査役の人数の3分の1以上にあたる構成であり、これらを踏まえ現時点において当社の独立社外取締役は3名が適切と考えております。経営のマネジメント機能とモニタリング機能のバランスを備えたボードを構成することを基本として、事業規模、経営環境等に応じて、適宜検証してまいります。

【原則４－９　独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
・当社が定める「社外取締役の独立性判断基準」は、本報告書「［独立役員関係］その他独立役員に関する事項」に記載しております。
【補充原則４－１１－１　取締役会の全体としてのバランス、多様性及び規模に関する考え方】
・取締役会は、その実効性を確保するため、１５名以下の取締役により構成しております。取締役会は、当社グループの事業に関する深い知見を備えるとともに、金融、財務・会計、リスク管理及び法令順守等に関する知識・経験・専門性を備えた、全体としてバランスの取れた構成としております。当社グループの事業に精通した社内取締役と、独立した客観的な立場から取締役をはじめとする経営陣を監督する独立社外取締役の適正なバランスで取締役会を構成しております。
・取締役の任期は1年、監査役の任期は4年としております。
・社外役員（社外取締役・社外監査役）の選任基準は、その社外性を確保するため社外取締役の選任回数を5回、社外監査役の選任回数を2回としています。
・また、上限年齢について社外取締役・社外監査役ともに満７５歳とし、社外監査役は任期の最終事業年度末に満７５歳を超えないように選任するものとします。
・「当社の基本理念・行動規範等の考え方を共有いただけること」という基準を設けております。
【補充原則４－１１－２　取締役及び監査役の兼任状況】
・当社は、取締役候補者及び取締役の重要な兼職の状況を、「株主総会招集ご通知」の事業報告等の開示書類において毎年開示しております。
【補充原則４－１１－３　取締役会の実効性についての分析・評価】
当社は、「コーポレートガバナンス・ガイドライン」において、適切な経営戦略を策定する機能および経営を適切に監督する機能の観点から、当社取締役会の実効性評価を定期的に実施し、これらの評価を踏まえて取締役会における審議等の改善を継続的に行っていくこととしております。
評価方法については、取締役および監査役を対象に、取締役会の構成・運営等について、アンケートを実施しております。
2017年度の取締役会の実効性評価結果の概要は以下の通りです。
・取締役会は、多様な見識や経験を有する取締役により構成され、取締役会へ上程される議案の十分な情報提供や社外役員に対する支援体制の強化等により適切に運営されている。
・一方、当社グループ全体の中期的な事業戦略や経営人材の後継者育成については、継続的に議論することが期待されている。
これらの期待される事項について継続的に議論し、取締役会の実効性をさらに高めてまいります。

【補充原則４－１４－２　取締役及び監査役のトレーニング方針】
・当社は、取締役、監査役に対して、定期的なコンプライアンス・ガバナンス教育、重大な法令変更等においては弁護士を招聘して実施する勉強会等の教育・研修プログラムを用意しております。
・また、独立社外取締役に対しては、就任時のオリエンテーションの一環として、インストアブランチや事務集中センターといった営業現場を視察いただく機会を提供しております。就任後も事業に関する知識など必要な情報提供を継続しております。
［原則５－１．株主との建設的な対話に関する方針］
・当社は株主・投資家との建設的な対話を通じて、当社への理解と株主の立場、双方の理解を深め、これを踏まえて適切な対応に努めることが重要と考えております。
・当社は経営企画担当役員および経営管理担当役員を情報開示責任者に選定するとともに、経営企画部にてディスクロージャー業務を行っております。また、それぞれの情報開示責任者が経営企画部門、財務経理部門を管轄・統括し、適時・適切に情報を開示する体制を整備しております。
・当社及び株主・投資家双方の理解を深める取り組みとしまして、決算説明会を四半期ごとに開催するとともに、個別のIR取材に積極的に応じております。

２．資本構成

外国人株式保有比率	20%以上30%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
イオン株式会社	101,166,396	46.88

ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505223 常任代理人：株式会社みずほ銀行	7,637,838	3.53
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	6,315,800	2.92
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	5,571,000	2.58
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505001 常任代理人：株式会社みずほ銀行	5,490,105	2.54
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 常任代理人：香港上海銀行	4,450,473	2.06
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	2,675,600	1.24
マックスバリュ西日本株式会社	2,646,705	1.22

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	イオン株式会社 （上場：東京） （コード） 8267

補足説明

1．ラザード・ジャパン・アセット・マネージメント株式会社から2017年10月3日付で大量保有報告書の変更報告書の提出があり、2017年9月29日現在で同社が10,992千株（保有割合4.87%）を所有している旨の報告を受けておりますが、株主名簿上確認することができませんので上記には含めておりません。

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	その他金融業
直前事業年度末における（連結）従業員数	1000人以上
直前事業年度における（連結）売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社は、イオン株式会社（純粋持株会社、以下、「イオン」という）及び、同社の連結子会社・持分法適用関連会社により構成する企業グループ（以下、「イオングループ」という）に属しております。イオンが、イオングループにおける戦略の立案、経営資源の最適配分、経営理念・基本原則の浸透と統制、共通サービスの提供などを担い、グループシナジーの最大化をはかる一方で、当社を含めたイオングループ各社は、専門性を高め、地域に密着した経営を行うことで、より一層のお客さま満足の向上を図っております。
当社事業におきましては、銀行持株会社としてのコンプライアンスならびにリスク管理体制の更なる整備に取り組み、コーポレート・ガバナンスの充実に努めるとともに、お客さま目線に立った、より安全・安心、便利でお得な金融商品・サービスを提供する企業グループを目指しております。
加えて、小売業発の総合金融グループとして、国内外で培ってきた金融ノウハウやシステムインフラ、営業ネットワーク等の経営資源の最適化かつ有効活用を図り、経営基盤のより一層の強化に取り組んでおります。
当社は、日常の事業運営にあたっては、独自の経営判断に基づき遂行しつつ、事業運営における重要な問題については、イオンとの協議、もしくはイオンへの報告を行っております。イオンならびにイオングループ各社とは、相互に自主・独自性を十分に尊重しつつ綿密な連携を保ちながら、持続的な成長、発展、業績の向上に努めております。
以上のとおり、当社はイオングループ各社との連携及びシナジーの最大化を図ることにより、少数株主の利益につながるものと認識しております。

5．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	14 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
大鶴　基成	弁護士											
箱田　順哉	公認会計士											
中島　好美	他の会社の出身者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
大鶴　基成	○	アウロラ債権回収株式会社社外取締役、モーニングスター株式会社社外取締役、SBIインシュアランスグループ株式会社社外監査役を兼任しております。	上場規程に規定する要件に該当せず高い独立性を有しております。また、当社との特別の利害関係はなく、最高検察庁公判部長等を歴任された弁護士として豊かな経験と高い識見を有し、コンプライアンスを中心とした内部統制態勢の強化に引き続き助言をいただくため選任するものであり、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断しております。

箱田　順哉	○	シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社監査役、ヤマハ株式会社社外取締役を兼任しております。	上場規程に規定する要件に該当せず高い独立性を有しております。また、当社と特別の利害関係はなく、公認会計士として培われた会計の専門家としての実務経験と内部統制に関する高い識見を併せ持ち、当社が推進する内部統制態勢の強化について助言をいただくため選任するものであり、一般株主との利益相反が生じる恐れがないと判断しております。
中島　好美	○	ヤマハ株式会社社外取締役、日本貨物鉄道株式会社社外取締役を兼任しております。	上場規程に規定する要件に該当せず高い独立性を有しております。また、当社と特別の利害関係はなく、海外での豊富な事業経験と高い識見を有しており、これまで培ってこられた人脈、ノウハウ、知見を活かし、多様な視点から当社の経営にご意見をいただくため選任するものであり、一般株主との利益相反が生じる恐れがないと判断しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 更新	あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性 更新

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬諮問委員会	5	0	2	3	0	0	なし
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬諮問委員会	5	0	2	3	0	0	なし

補足説明

取締役会より諮問を受けた委員会で、次期取締役の候補者や取締役の報酬について議論・協議を行う会議体です。原則年一回以上開催する予定です。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役会は、会計監査人である有限責任監査法人トーマツと定例的なミーティングを行い、監査計画の概要、会計監査人の職務の遂行に関する事項、四半期決算に関する事項及び期末監査の結果などに関して、それぞれ十分な時間を設け、相互の意見・情報交換を行うなどの連携を図っております。
また、内部監査部門は、監査の有効性・効率性の観点から、定期的に及び必要に応じて都度、監査役及び会計監査人との意見・情報交換を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m

鈴木　順一	他の会社の出身者			△		△								
大谷　剛	他の会社の出身者													
山澤 光太郎	他の会社の出身者													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
a　　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　　上場会社の親会社の監査役
e　　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
鈴木　順一		株式会社イオン銀行の監査役を兼任しております。	イオングループの海外現地法人での豊富な経験を有しており、経営全般における監督と有効な助言をいただき、当社経営の妥当性・適正性を確保するための役割を果たしていただけるものと判断しております。 なお、鈴木氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
大谷　剛	○	―――	上場規程に規定する要件に該当せず高い独立性を有しております。また、当社との特別な利害関係はなく、人格、識見に優れ、高い倫理観を有していること、内部統制、コーポレート・ガバナンスにも精通しており、その豊富な経験を基に、当社経営の妥当性・適正性を確保するための役割をはたしていただけるものと判断したため選任するものであり、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断しております。
山澤 光太郎	○	―――	上場規程に規定する要件に該当せず高い独立性を有しております。また、当社との特別な利害関係はなく、日本銀行、取引所勤務を通じて培ってこられた財務・会計関連の知識、企業のガバナンスに関する知見に加え、金融業界での広い人脈を活かし、多様な視点から当社の経営にご意見をいただくため選任するものであり、一般株主との利益相反が生じる恐れがないと判断しております。

[独立役員関係]

独立役員の人数	5 名

その他独立役員に関する事項

当社は、社外役員の独立性に関する基準を以下のとおり定めております。
1．(1) 当社又はその子会社の業務執行取締役、執行役、執行役員又は支配人その他の使用人（以下「業務執行者」という）ではなく、かつ、その就任の前10年間において当社又はその子会社の業務執行者ではなかったこと
(2) その就任の前10年内のいずれかの時において当社又はその子会社の取締役、会計参与又は監査役であったことがある者（業務執行者であったことがあるものを除く）にあっては、当該取締役、会計参与又は監査役への就任前10年間において当社又はその子会社の業務執行者ではなかったこと
2．(1) 当社若しくはその主要子会社（注1）を主要な取引先（注2）とする者、またはその者が法人等（注3）である場合にはその業務執行者ではなく、また、過去3年間においてその業務執行者ではなかったこと
(2) 当社若しくはその主要子会社の主要な取引先、またはその者が法人等である場合にはその業務執行者ではなく、また、過去3年間においてその業務執行者ではなかったこと
3．当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家等ではないこと
4．当社を主要な取引先とするコンサルティング事務所、会計事務所及び法律事務所等の社員等ではないこと
5．当社から、多額（注4）の寄付等を受ける者、またはその者が法人等である場合にはその業務執行者ではないこと

6．当社の主要株主、またはその者が法人等である場合にはその業務執行者ではないこと
7．次に掲げる者（重要でない者（注5）は除く）の近親者（注6）ではないこと
A.上記1～6に該当する者
B.当社及びその子会社の取締役、監査役、執行役員及び重要な使用人等
（注1）「主要子会社」：株式会社イオン銀行、イオンクレジットサービス株式会社
（注2）「主要な取引先」：直近事業年度の連結売上高（当社の場合は経常収益）の1%以上を基準に判定
（注3）「法人等」：法人以外の団体も含む
（注4）「多額」：過去3年平均で、年間1,000万円以上
（注5）「重要でない者」：「重要」な者としては、会社の役員・部長クラスの者や会計事務所や法律事務所等に所属する者については公認会計士や弁護士などを指す
（注6）「近親者」：配偶者または二親等内の親族

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社では、２００４年５月に役員退職慰労金制度を廃止し、取締役の報酬額年額３億円以内に加えて、新たに年額１億円以内かつ２万株を１年間の上限とする株式報酬型ストックオプションを導入することといたしました。その目的は、株価を通じたメリットやリスクを株主の皆さまと共有し、業績向上と企業価値増大への意欲や士気を高めることであります。同制度は、第２６期定時株主総会にて可決承認されております。
２０１５年６月開催の第３４期定時株主総会にて、取締役の報酬年額は５億５０百万円以内と改定いたしました。
うち、金銭報酬額が年額４億円以内（うち、社外取締役に対する報酬額が年額５０百万円以内）、株式報酬型ストックオプションの公正価値分として年額１億５０百万円以内となっております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役

該当項目に関する補足説明

社外取締役、監査役に対する報酬等につきましては、独立性を確保するため、業績連動報酬や、株式報酬型ストックオプションを採用せず固定型の月例報酬のみと致しております。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

２０１７年度における当社の取締役及び監査役に対する役員報酬は以下のとおりであります。
取締役の年間報酬総額　３２４百万円
監査役の年間報酬総額　２６百万円　　計　３５０百万円（うち社外役員　５９百万円）

（注）１．上記報酬等の額には、取締役７名に対する賞与の支払いに係る費用７０百万円、取締役８に対する株式報酬型ストックオプション（新株予約権）の割り当てに係る費用３３百万円が含まれております。
２．事業年度末現在の人員は取締役１３名並びに監査役４名です。このうち、監査役１名は無報酬です。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

・取締役の報酬は、経営戦略遂行を強く動機づけるとともに業績と連動するものであり、公正、透明性に配慮したものであります。
・取締役の報酬は、「基本報酬」、「業績報酬」及び「株式報酬型ストックオプション」で構成しております。「基本報酬」は、取締役に対し月額払いで支給しております。
「業績報酬」は、取締役に対し年間業績に基づき年度終了後に支給され、「全社業績報酬」と「個人別業績報酬」の合計額としております。
「全社業績報酬」は、基準金額に対して全社業績の達成率に基づく係数により算出しております。
「個人別業績報酬」は、基準金額に対して個人別評価に基づく係数により決定しております。
「株式報酬型ストックオプション」は、取締役に対し年間業績に基づき年度終了後に新株予約権として付与しております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

・社外取締役のサポートは取締役会事務局である総務部が行っております。取締役会の開催に際して、資料の事前配信に加えて、議案の事前説明を行うなど、社外取締役及び社外監査役が適切な判断を行えるよう必要な対応を行っております。
・監査役の業務を補助する専任の使用人を1名配置しております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
―――	―――	―――	―――	―――	―――

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数	0名

その他の事項

現在当社には元代表取締役社長等である相談役・顧問等はおりません。
また、経営者としての経験に基づく経営課題に係わる助言等の提供を受けることを目的に顧問を置く場合があります。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

＜取締役会＞
代表取締役社長を議長とする取締役会を原則毎月1回開催することにより、経営監視機能及び内部統制機能の強化に継続的に取り組んでおります。
毎月1回定期開催するほか、必要に応じて臨時に開催しております。2017年度は19回開催し、社外取締役の出席率は98%、社外監査役の出席率は100%となっております。また、2017年度に監査役会を14回開催し、社外監査役の出席率は98%となっております。
＜経営会議＞
社長の業務執行上の意思決定に関する諮問機関として設置しております。
原則として毎月1回以上開催し、必要に応じて随時に開催しております。
＜内部統制推進委員会＞
当社を銀行持株会社とする企業グループの業務の適正と効率性の確保を推進し、当社グループの持続的成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、内部統制システムの整備に関する事項を総合的・専門的に協議・検討し、関係者に必要な指導・助言を与え、取締役会から委託を受けた事項について決議を行い、また、取締役会に報告・提言を行っております。
原則として毎月1回以上開催し、必要に応じて随時、開催しております。
＜監査役会＞
当社は監査役会設置会社であり、監査役会は社外監査役3名(内、独立役員2名)、監査役1名で構成されております。監査役会は、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議を行い、又は決議を行っております。常勤監査役は、社内の重要な会議に出席し、適宜議案審議など必要な発言を行うことができ、併せて会議の記録及び決裁書類等の重要な文書を常時閲覧できるものとしております。
＜会計監査の状況＞
当社は、会社法及び金融商品取引法に基づく会計監査、国内子会社は、会社法等に基づく会計監査を有限責任監査法人トーマツに委嘱しております。当社及び国内子会社(以下「当社等」)は、有限責任監査法人トーマツの業務執行社員との間に、特別の利害関係はなく、また、業務執行社員については、当社等の会計監査に一定期間を超えて関与することはありません。当連結会計年度において業務を執行した公認会計士の氏名、監査業務に係る補助者の構成については下記のとおりであります。
・業務を執行した公認会計士の氏名
指定有限責任社員　業務執行社員:大森　茂、墨岡　俊治、奥津 佳樹
(注)継続監査年数については、全員7年以内のため記載を省略しております。
・会計監査業務に係る補助者の構成
公認会計士　11名　　その他　6名
＜監査報酬の内容＞
当社及び国内子会社の有限責任監査法人トーマツに対する報酬の額は以下のとおりであります。
・監査報酬の内容
監査証明業務に基づく報酬　390百万円(税抜き)
＜責任限定契約の内容の概要＞
当社は、有用な人材を迎えることができるよう、社外取締役及び社外監査役の各氏と会社報第427条第1項の規定により、社外取締役及び社外監査役の各氏が職務を行うにつき善意で且つ重大な過失のないときは、当社に対して賠償すべき額は、2百万円または法令の定めるいずれか高い額を限度とし、この限度を超える社外取締役及び社外監査役の損害賠償義務を免除する旨の責任限定契約を締結しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社では、社外取締役3名(内、独立役員3名)、社外監査役3名(内、独立役員2名)を選任しており、東京証券取引所有価証券上場規程に定める独立役員を5名体制としております。また、監査役4名の内3名が会社法第2条第16号に定める社外監査役であり、取締役会やその他主要な会議に出席するとともに、内部監査部門と連携を図り、コーポレート・ガバナンスの充実に向けた取り組みを実施しております。外部からの客観的、中立の経営監視機能が十分機能する体制が整っているため、現状の体制としております。今後もコーポレート・ガバナンスのより一層の充実を図るべく継続して改善に取り組んでまいります。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	2018年は総会日の16日前に発送しています。
集中日を回避した株主総会の設定	2018年の開催日は6月20日です。
電磁的方法による議決権の行使	実施しております。 株主総会の招集通知を送付する際に、電磁的方法により議決権を行使できる旨並びに議決権を行うインターネットウェブサイトを株主さま宛に通知しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	議決権電子行使プラットフォームを採用しております。
招集通知（要約）の英文での提供	招集通知（狭義及び参考書類）の英語版の提供をしております。
その他	ナレーション入りの事業報告ビデオ及びパワーポイント資料を活用し、株主総会でより分かりやすい報告を実施しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスクロージャーポリシーを作成し、基本方針、情報開示の基準、情報開示の方法、IR自粛期間について公表しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家さま向けの会社説明会を開催し、当社の紹介・業績状況について、説明しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	定期的に代表者または経営管理担当取締役による説明会を実施しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	海外投資家とのミーティングを定期的に実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	各種資料の掲載に加え、決算説明会の音声配信および説明会当日の質疑応答等の内容について開示しております。また、月次情報を公表しております。 IRサイトの英文版を作成し、各種決算資料やアニュアルレポートについても英文で掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	経営企画部にて対応しております。	
その他	国内・海外の投資家さまや証券アナリストさまを対象とした、代表取締役社長、経営企画担当取締役、経営管理担当取締役及び経営企画部による個別ミーティングを実施しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	イオン行動規範に則り、お客さまをはじめとしたステークホルダーに対する考え方や判断基準を規定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社では、よき企業市民としての使命を果たすために、地域社会に密着したボランティア活動からグローバルな環境保全活動まで全力をあげて取り組んでおります。また、ホームページ及びディスクロージャー誌等に活動内容を掲載し、報告しております。

ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	ディスクロージャー誌、アニュアルレポート、株主報告書を作成･配布するとともに、ホームページ上に掲載しております。
その他	イオンの成長の原動力は最大の経営資産である人材であり、絶え間なく変革へ挑戦する組織風土はイオンのＤＮＡとして永遠に伝承していきます。今後更に、グローバルな成長を行うためには、ダイバーシティの取り組み、とりわけ女性の活躍が不可欠となります。 イオンは、国内外のグループ会社の女性管理職比率を、２０１６年には３０％に、２０２０年には５０％に引き上げる目標を掲げました。 当社グループにおいては、海外子会社を含めた女性管理職比率は約３０％となっております。 女性が継続して働き続け、輝き続けることを支援するための働き方･福利厚生等の人事制度、組織体制といったあらゆる社内の仕組みの改革を行ってまいります。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

(ア) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1．当社グループの役職員は、社会規範や企業倫理に則った適切な判断と行動をするうえでの指針として「イオン行動規範」を遵守する。当社グループの役職員が遵守すべき事項の周知を図るため及び最新の法令改正、定款の変更に対応するため、当社グループの役職員に対し定期、随時にコンプライアンス教育を実施する。

2．「ＡＦＳグループコンプライアンス方針」を定めて当社グループのコンプライアンスに対する基本的な姿勢を明確にするとともに、「コンプライアンス規程」「コンプライアンス・マニュアル」を定めて役職員が遵守すべき法令、その具体的な留意点、違反を発見した場合の対処方法などを周知する。

3．当社グループのコンプライアンス態勢の整備・確立のために、「内部統制推進委員会」において、当社グループのコンプライアンスに関する事項を総合的・専門的に検討・審議し、関係者に必要な指示を与え、取締役会へ必要な報告・提言を行う。

4．当社グループの「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、当社及び子会社は当該方針に基づき反社会的勢力との関係を遮断し、断固としてこれらを排除する姿勢を役職員に明示し、これを「反社会的勢力による被害防止に関する規程」に定める。

5．法令上疑義のある行為等について従業員が直接情報提供を行う手段として、「イオン行動規範１１０番」の他、当社及び子会社が設置する内部通報窓口を当社グループの役職員に周知する。通報内容は法令・社内規定に従い秘密として保持し、通報者に対する不利益な取扱いを行わない。

6．他の業務執行部門から独立した内部監査部門を設置し、当社の監査役及び会計監査人と連携・協力のうえ、独立及び客観的立場から監査を実施し、定期的に取締役会に報告する。

7．当社は、「財務報告に係る内部統制規程」を定め、連結ベースでの財務報告の信頼性を確保するために、当社グループにおける財務報告に関する内部統制の整備・運用及び評価に関する枠組みを定め、当社及び子会社において必要な体制を整備する。

(イ) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

1．取締役会及び取締役の決定に関する記録については、「取締役会規則」「決裁伺い規程」「文書管理規程」等の社内規程に則り、作成、管理、保存する。取締役及び監査役は、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。

2．当社及び子会社は「プライバシーポリシー」に基づき、管理規程を定め顧客情報保護の徹底を図る。

(ウ) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1．当社グループのリスク管理に関する基本的な事項を「リスク管理規程」に定める。収益部門から独立したリスク管理の組織・態勢を整備し、統合的リスク管理を行う。

2．当社グループの統合的リスク管理を推進するため「内部統制推進委員会」において、当社グループのリスク管理に係る事項を総合的・専門的に検討・審議し、関係者に必要な指示を与え、取締役会へ必要な報告・提言を行う。

3．自己資本管理体制の確立のため「自己資本管理細則」を定め、適切な自己資本及び自己資本比率の確保を行う。

4．当社グループの経営に重大な影響を及ぼす不測の事態が発生し、または発生するおそれが生じた場合の体制を事前に整備し、有事の際の対応を迅速に行うため「経営危機対策規程」を定め、平時より適切かつ有効な対応策や事業継続の枠組みを維持する。

(エ) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1．当社及び当社グループの経営に係る重要事項は、業務の有効性と効率性の観点から、経営会議、内部統制推進委員会の審議を経て当社の取締役会において決定する。

2．取締役会等での決定に基づく業務執行については、「組織規程」「職務分掌・決裁権限規程」に基づいて権限が移譲され、各部門にて効率的に遂行される体制とする。また、子会社においても組織、職務分掌、決裁権限に関する基準を当社の規程に準じて整備する。

3．子会社の業務が効率的に行われるため、会計・システムなどの共通基盤を整備するとともに、当社が財務、広報、人事管理、法務などの業務に係る支援を適切に行う。

(オ) 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

1．当社の子会社及び関連会社（以下、「子会社等」という。）に関する業務の円滑化と管理の適正化を図り、子会社等を指導・育成すること目的として、「子会社・関連会社管理規程」を定め、同規程に基づいて子会社等が効率的にその経営目的を達成できるよう管理指導する。
当社は、「子会社・関連会社管理規程」及び子会社との間で締結する経営管理契約に基づき、子会社等の営業成績、財務状況その他の重要な情報について当社に報告を行い、また、経営管理上及び内部統制上の重要な事項については当社との事前協議のうえ実施することを求め、子会社等の業務の適正を確保する。

2．当社に、当社グループの内部監査機能を統括する監査部門を設置する。当社グループ各社の内部監査状況のモニタリングや必要に応じてグループ各社の監査を実施することで、内部管理態勢・内部監査態勢の適切性や有効性を検証する。

3．親会社であるイオン株式会社及び同社の連結子会社・持分法適用関連会社により構成されるイオングループ各社との間の取引は利益の相反するおそれがあることから、これらの取引を行うに際しては当該取引等の必要性及びその条件が著しく不当でないことを取締役会等において慎重に審議し意思決定を行う。

(カ) 監査役補助者の独立性その他の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役監査の実効性を確保するために、「監査役監査基準」に基づき、監査役の業務を補助する専任の使用人（補助使用人）を配置する。

(キ) 前号の使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

補助使用人は専ら監査役の指揮命令下で職務を遂行し取締役その他の業務執行組織の指揮命令は受けないものとし、その人事異動、人事評価、懲戒処分等に関する事項については、常勤監査役の同意が必要なものとする。

(ク) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

1．当社グループ各社の取締役及び使用人は、当社及び当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事項については、直ちに、監査役に対してその旨を報告する。

2．監査役は、必要に応じて随時、取締役及びコンプライアンス統括管理者にコンプライアンス関連情報の報告を求めることができる。

3．常勤監査役は、内部統制推進委員会その他の重要な会議に出席し、子会社におけるリスク管理、コンプライアンスその他の内部統制の整備及び運用状況につき報告を受け、必要に応じて子会社からの報告を受けることができる。

4．当社は、監査役へ報告を行った当社及び子会社の役職員に対して、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及び子会社の内部通報に関する規程に定めたうえで当社及び子会社の役職員に周知する。

(ケ) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

1．常勤監査役は、社内の重要な会議に出席し、適宜議案審議などに必要な発言を行うことができ、併せて会議の記録及び決裁書類等の重要な文書を常時閲覧できるものとする。

2．内部監査部門は、常勤監査役に当社及び子会社の内部監査の実施状況について、適時報告を行うとともに、意見・情報交換を行う等の連携体制を構築し、監査の実効性確保に資する。

3．当社は、監査役が調査等のため、独自に外部専門家を起用することを求めた場合の他、監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の監査役の職務の執行について生ずる費用の処理については、当該監査役の職務の執行に必要ないと会社が証明した場合を除きその費用を負担することとし、必要な予算措置のうえ、担当部署を設け適宜処理するものとする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、当社グループにおける反社会的勢力への対応をコンプライアンス上の重要項目の一つに位置付け、その被害を防止し、断固として反社会的勢力との関係を遮断、排除する観点から、次の基本方針を定め、専門部署を設置し、情報収集・管理を行っております。

(1) 当社グループは、反社会的勢力との関係を一切持ちません。

(2) 当社グループは、反社会的勢力による被害を防止するために、警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等の外部専門機関と連携し、組織的かつ適正に対応します。

(3) 当社グループは、反社会的勢力による不当要求には一切応じず、毅然として法的対応を行います。

(4) 当社グループは、反社会的勢力への資金提供や裏取引を行いません。

(5) 当社グループは、反社会的勢力の不当要求に対応する役職員の安全を確保します。

なお、主要グループ会社においては、対応統括部署や不当要求防止責任者を設置し、マニュアルの整備や研修の実施等の体制整備に努め、必要に応じて外部の専門機関と連携して反社会的勢力への対応を行っております。

Vその他

1．買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

特にございませんが、状況に鑑み、継続して検討してまいります。

2．その他コーポレート･ガバナンス体制等に関する事項

当社ではディスクロージャーの専任部門を設置し、ニュースリリースや決算データブックといったさまざまな情報開示を行うとともに、適時マスコミ、投資家及びアナリストへの取材対応や説明会を行うなど、常にタイムリーで分かりやすい情報開示に努めております。今後とも企業として社会的信頼に応え、社会的責任を果たし、「お客さまの未来と信用を活かす生活応援企業」として、「お客さま第一」、「生活に密着した金融サービスの提供」、「社会の信頼と期待に応える」、「活力あふれる社内風土の確立」の実現に向け努力してまいります。

<適時開示に係る社内体制について>
当社は、代表取締役と各担当役員により構成される経営会議を設置して、経営戦略機能の強化と意思決定プロセスの効率化を図るとともに、重要な経営情報については、取締役会等に付議･報告を行った上で、東京証券取引所に適時開示を行うこととしております。また、決算に関する情報は、財務経理部門より取締役会に付議･報告を行った上、適時開示を行っております。
上記の開示体制のもと、経営企画部にて、TDnetを用いて東京証券取引所へ適時開示を行う他、当社ホームページ上にも適時開示後速やかに、同一資料を掲載しております。

イオンフィナンシャルサービスのコーポレート･ガバナンス体制（2018年10月1日現在）

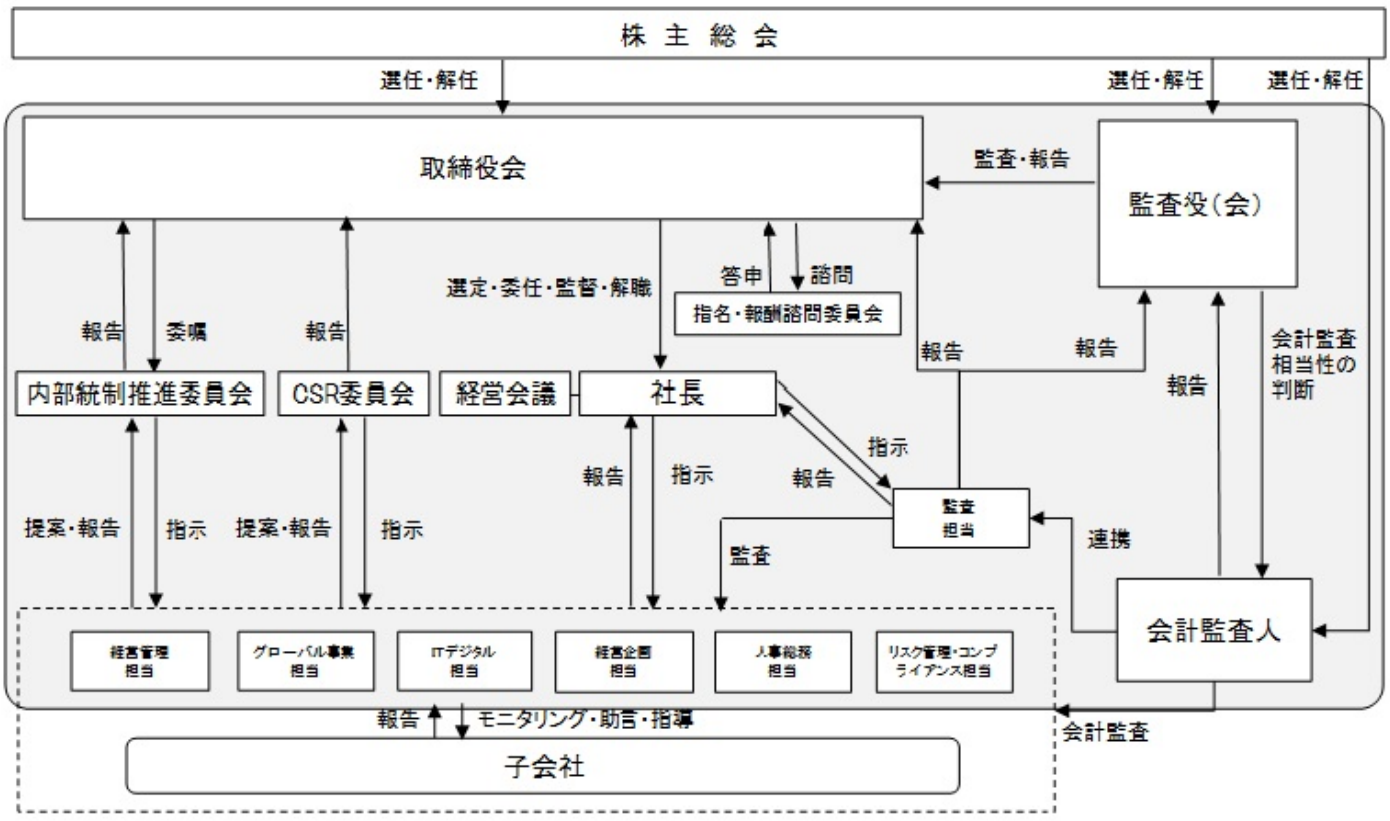

【適時開示体制図】

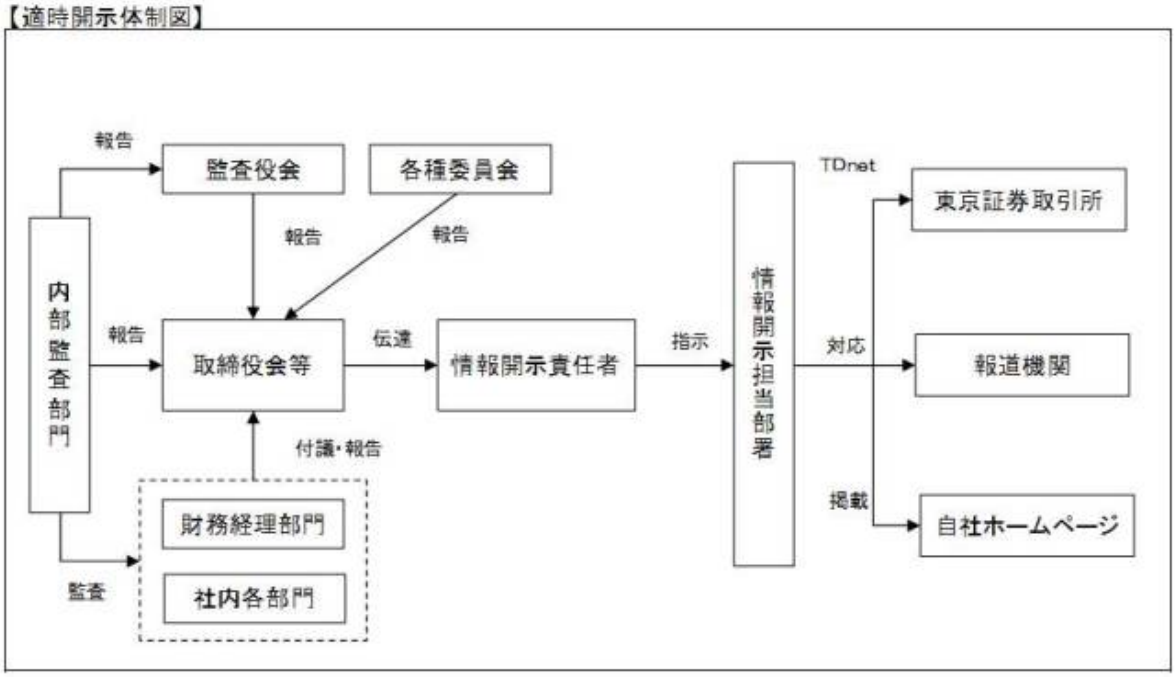
報告
監査役会
各種委員会
報告
報告
内部監査部門
報告
取締役会等
伝達
情報開示責任者
指示
情報開示担当部署
TDnet
東京証券取引所
対応
報道機関
掲載
自社ホームページ
付議・報告
財務経理部門
社内各部門
監査